

第128期定時株主総会招集ご通知



日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

堺市堺区匠町1番地 当社 多目的ホール
（裏表紙の「会場ご案内図」をご参照ください。）

【ご来場自粛のお願い】

- 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご来場は見合わせていただきますようお願いいたします。
- 議決権は、次のウェブサイトからインターネットによる行使をお願いいたします。

議決権行使ウェブサイト: <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
（右記のQRコードからもご利用いただけます。）

ご利用には、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、お手元に議決権行使書をご用意ください。

- インターネットによる行使ができない場合は、議決権行使書のご郵送による行使をお願いいたします。
- その他議決権行使に関する事項につきましては、3頁から4頁をご確認ください。

【ご来場される株主様へのご案内】

- 株主様において、発熱等の症状がある、または感染防止対策にご協力をいただけないと当社スタッフが認めた場合は、会場へのご来場をお断りし、ご退場いただきます。ご了承ください。
- 以上のほか感染防止対策その他株主総会の運営については、本招集ご通知2頁及び当社ウェブサイト（https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/）に掲載しております。

【株主総会資料の電子提供制度について】

- 会社法改正に伴い、次回(2023年3月以降)の株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください。

議決権行使
ウェブサイト



【株主様ご優待セールのご案内】

- 日頃のご愛顧に感謝し「株主様ご優待セール」を実施いたします。
詳しくは、同封の「株主様ご優待セールのご案内」及び「株主様ご優待セール専用サイト（<https://cocorostore.jp.sharp/yutai/>）」をご確認ください。
なお、右記のQRコードから株主様ご優待セール専用サイトにアクセスできます。
- 株主様ご優待セールのご利用には「株主番号」と「ご住所の郵便番号（7桁）」が必要です。「株主番号」は、同封の議決権行使書又は期末配当金計算書に記載されておりますので、大切に保管ください。

ご優待セール
専用サイト



証券コード 6753
2022年6月2日

株 主 各 位

堺 市 堺 区 匠 町 1 番 地
シ ャ ー プ 株 式 会 社
取締役会長 戴 正 呉

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。当社第128期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日時・場所

2022年6月23日（木曜日）午前10時 当社多目的ホール（堺市堺区匠町1番地）
（受付開始 午前9時）

2. 目的事項

報 告 事 項 第128期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び
計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件

3. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (2) インターネットによる方法で複数回数議決権を行使された場合（パソコンやスマートフォンなど異なる機器から重複して行使した場合を含む。）、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 上記のほか、議決権行使に関する事項は3頁から4頁をご確認ください。

4. ウェブサイトによる開示、修正について

- (1) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

当社ウェブサイト：https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/
(右記のQRコードからもアクセスできます。)



※本書面中のQRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ①事業報告の「3. 会社の新株予約権等に関する事項」、「5. 会計監査人に関する事項」、「6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）」、「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記①から③につき当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

以 上

【ご来場される株主様へのご案内】

- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- バス乗車時において、発熱が認められた方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けのうえ、ご来場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 体調不良を感じた株主様は当社スタッフにお申し出ください。また、体調がすぐれないようにお見受けされる方には、当社スタッフがお声掛けし、発熱等の症状がある場合はご退場いただきますので、あらかじめご了承ください。
- 検温やアルコール消毒、マスクの着用などの感染防止のための措置にご協力をお願いいたします。
- 交通事情（株主様専用バスに関するものを含みます。）に伴う会場への到着遅延により、株主総会の開会に間に合わない場合であっても、当社は責任を負いかねます。ご理解ください。
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権を保有する株主様であることが確認できない場合は、ご入場をお断りさせていただくこととなります。
- 株主総会でのご質問は、目的事項に関連するご質問のみに限らせていただきます。

【経営説明会のご案内】（当社多目的ホールで開催予定）

- 株主総会と同日、同場所にて株主様向けの経営説明会を開催いたします。株主総会終了後直ちに開催する予定であり、午前中の開催となる見込みですのでご注意ください。
- 経営説明会のご参加者は、2022年3月31日時点で議決権を保有する株主様に限らせていただきます。
- 株主総会及び経営説明会の運営方法等に変更があった場合、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席 される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
※本総会においては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、インターネットによる行使をお願いいたします。インターネットによる行使ができない場合は、書面による行使をお願いいたします。

株主総会開催日時

**2022年6月23日（木曜日）
午前10時**



書面により議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

**2022年6月22日（水曜日）
午後5時到着分まで**



インターネットにより議決権を行使 される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細については次頁をご参照ください。
なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

行使期限

**2022年6月22日（水曜日）
午後5時まで**



議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

全員賛成の場合 — **「賛」** の欄に○印

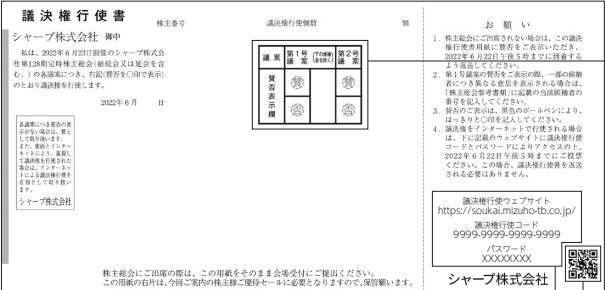
全員否認する場合 — **「否」** の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 — **「賛」** の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案

賛成の場合 — **「賛」** の欄に○印

否認する場合 — **「否」** の欄に○印



インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法と、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- 1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン又はスマートフォンにより当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL：<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。



- 2) 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は、本定時株主総会に関してのみ有効です。
- 3) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (年末年始除く 午前9時～午後9時)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおり（※印は新任の取締役候補者）であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 の 数
1	 ※ 小 林 勲 (1977年7月22日生)	2001年7月 鴻海精密工業股分有限公司入社 2010年4月 Foxconn Slovakia, spol. s.t.o. 経営管理担当 Managing Director 2012年6月 シャープディスプレイプロダクト株式会社 (現：堺ディスプレイプロダクト株式会社) 経営企画マネージャー 2015年1月 同 取締役 (2017年1月退任) 2017年2月 Sharp Thai Co., Ltd. 社長 2018年4月 同 社長 兼 Sharp Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 2019年11月 当社常務 アセアン副代表 2020年6月 同 常務執行役員 兼 アセアン・オセアニア副代表 2021年4月 同 常務執行役員 海外ブランド商品事業推進本部 長 兼 米州代表 兼 アジア・オセアニア副代表 2022年4月 同 副会長執行役員 兼 C E O (現在に至る)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	 ※ おき つ まさ ひろ 沖 津 雅 浩 (1957年8月3日生)	1980年 4 月 当社入社 2005年10月 上海夏普電器有限公司 総経理 2009年 3 月 当社健康・環境システム事業本部ランドリーシ ステム事業部長 2010年10月 同 健康・環境システム事業本部空調システム事業 部長 2011年10月 同 健康・環境システム事業本部副本部長 兼 空調 システム事業部長 2013年 4 月 同 執行役員 健康・環境事業統轄 兼 健康・環境シ ステム事業本部長 2015年10月 同 執行役員 コンシューマーエレクトロニクスカン パニー カンパニーEVP 兼 健康・環境システム 事業本部長 2016年 6 月 同 取締役 常務執行役員 兼 コンシューマーエレク トロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 健康・ 環境システム事業本部長 2017年 6 月 同 常務執行役員 兼 健康・環境システム事業本部 長 2019年11月 同 専務執行役員 兼 スマートアプライアンス&ソ リューション事業本部長 2020年 6 月 同 専務執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 スマートアプライアンス&ソリューション事業本 部長 2022年 4 月 同 専務執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 デジタルヘルス事業推進室長 (現在に至る)	3,039株
3	 きょ てい てい 許 庭 禎 (1963年11月29日生)	1996年 5 月 Applied Materials, Inc.、Product Director (1998年11月退任) 1998年12月 奇美電子股份有限公司 執行副総経理 (2003年12月退任) 2003年12月 建美電子股份有限公司 董事長 (2007年12月退任) 2008年 1 月 群創光電股份有限公司 副総経理 (2013年 8 月退任) 2013年10月 Japan Display Inc. 台湾分公司 董事長 兼 総部會長特別顧問 (2018年 3 月退任) 2019年 1 月 Suwa Investment Holdings, LLC、Partner (現在に至る) 2021年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 2022年 4 月 誠美材料科技股份有限公司 董事 (現在に至る)	4,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 の 数
4	 ※ わん じゅん うえい 王 震 緯 (1954年11月29日生)	1988年 3 月 Quanta Computer Inc.、Co-founder, President (2007年 6 月退任) 2011年 6 月 Simplo Technology Co., Ltd.、Independent Director (現在に至る) 2014年 6 月 Phison Electronics Corporation、 Independent Director (現在に至る) 2014年 8 月 New Frontier Foundation、Board Director (2018年 8 月退任) 2017年 4 月 Taiwan Research Institute、Board Director (現在に至る) 2017年 6 月 Industrial Technology Investment Corporation、 Board Director (現在に至る) 2018年 9 月 Exyte GmbH.、Supervisory Board Member (現在に至る) 2019年 6 月 群創光電股份有限公司 Independent Director (2022年 6 月退任予定) 2020年 8 月 New Frontier Foundation、Board Director (現在に至る)	0 株

- 呉柏勲氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である鴻海精密工業股份有限公司及びその子会社等における過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- 許庭禎及び王震緯の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
(社外取締役候補者に関する記載事項)
許庭禎候補者
同氏は、長年にわたり、半導体やディスプレイ等のメーカーにおいて事業及び経営に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
王震緯候補者
同氏は、長年にわたり、コンピュータ等のメーカーにおいて事業及び経営に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 当社は、許庭禎及び王震緯の両氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社の役員に関する事項 (1)取締役の氏名等 (社外役員に関する事項を含む) (注) 9」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 許庭禎氏の在任期間は1年であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由及び内容

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更することといたしたいと存じます。

変更後の具体的規定については「2. 新旧対照表」の「変更案」の欄に記載のとおりです。

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置に関する規定の追加

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定、及び書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を新設するものです（変更案第14条の新設）。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除

株主総会資料の電子提供制度導入により、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです（現行定款第14条の削除）。

(3) 附則の追加

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を追加するものです。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 新旧対照表

上記変更後の具体的規定については、以下「変更案」の欄のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

(添付書類)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、サプライチェーンが混乱し、半導体価格や原材料価格、物流コストも上昇するなど厳しい状況は続きました。

こうした中、当社グループは、強いブランド企業“SHARP”の早期確立に向け、「ブランド事業を主軸とした事業構造の構築」、「事業ビジョンの具現化」、「社債市場への復帰」の3つの取り組みを推進しました。

当連結会計年度の業績は、スマートライフ、ＩＣＴ、エレクトロニックデバイスの売上が減少したものの、８Ｋエコシステムとディスプレイデバイスの売上が増加し、売上高が2兆4,955億円（前年度比2.9%増）となりました。営業利益は、スマートライフ、ＩＣＴ、エレクトロニックデバイスが減少したものの、８Ｋエコシステムとディスプレイデバイスが増加し、847億円（前年度比1.9%増）となりました。経常利益は1,149億円（前年度比82.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、857億円（前年度比61.0%増）となりました。厳しい事業環境となりましたが、売上高と各利益はいずれも前年度を上回りました。なかでも、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益は前年度から大幅に伸長しました。

期末配当につきましては、当期純利益を大幅に伸長することができましたので、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案し、前期の30円から10円増額の1株当たり40円の配当を実施することといたしました。

(セグメント別売上高)

セグメント	金額	構成比	前年度比	経過
スマートライフ	4,461億円	17.9%	97.9%	プラズマクラスター機器の販売が減少
８Ｋエコシステム	5,676億円	22.7%	115.1%	複合機事業などスマートワークソリューションが増収
ＩＣＴ	3,240億円	13.0%	94.3%	通信事業・パソコン事業が減収
ディスプレイデバイス	8,596億円	34.4%	105.8%	車載向けやPC・タブレット向けなど中型パネル販売が増加
エレクトロニックデバイス	3,968億円	15.9%	92.6%	新型コロナウイルスによる生産影響
合計	24,955億円	100.0%	102.9%	

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示。
合計は、各セグメントの合計から調整値△988億円（△4.0%）を控除した金額です。

(2) 設備投資の状況

総額517億円の設備投資を行いました。なお、セグメントごとの設備投資金額は、次のとおりであります。

セグメント	金額
スマートフォン	18億円
8Kエコシステム	35億円
IoT	6億円
ディスプレイデバイス	165億円
エレクトロニックデバイス	252億円
全社（共通）	38億円
合計	517億円

(3) 資金調達の状況

事業資金の安定性を確保するため、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（総額5,100億円）並びに、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間のシンジケート・コミットメントライン（2,000億円）の契約を継続しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループはこれまで、ブランド事業を主軸とした事業構造の構築、事業ビジョン「8K+5GとAIoTで世界を変える」の具現化、キャッシュ・フロー重視の経営、信賞必罰の人事等、構造改革及び事業変革を着実に推進し、安定的利益を創出できる基盤を構築してきました。

他方、当社グループを取り巻く事業環境は、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症等の影響により、サプライチェーンの混乱が当面継続すると想定され、加えて、インフレや景気の先行きも不透明であるなど、今後も厳しい状況が続く見通しです。

こうした中、当社グループは今後、ESGにより重点を置いた経営を実践してまいります。具体的には、これまでの取り組みをベースとしつつ、「健康関連事業のさらなる強化」、「カーボンニュートラルへの貢献」、「人(HITO)を活かす経営」、「真のグローバル企業へ」の4つを重点取り組みとして推進し、企業の社会的価値の向上、そしてブランド力の向上を図り、持続的成長を実現してまいりたいと考えています。

このような方針に沿って、2022年度は、ブランド事業において、国内では高付加価値商材の販売拡大及びソリューション事業の強化を進め、円安影響の最小化を図り、海外では各地域に根差した企画や開発、販売体制の構築を進め、さらなる事業拡大に取り組みます。一方、デバイス事業では、中型パネルの販売を拡大するとともに、ディスプレイデバイス事業の競争力をより一層強化してまいります。

加えて、さらなる原価力の向上や、サプライチェーンの強化及び柔軟な対応等、環境変化に動じない体質の構築を進めるとともに、デジタルヘルスやカーボンニュートラルの分野における新規事業の早期立ち上げ等、将来に向けた確かな布石も打ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

年 度 区 分	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ～2020年3月31日)	2020年度 (第127期) (2020年4月1日 ～2021年3月31日)	2021年度 (第128期) (2021年4月1日 ～2022年3月31日)
売 上 高 (百万円)	2,394,767	2,262,284	2,425,910	2,495,588
経 常 利 益 (百万円)	62,849	50,175	63,175	114,964
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	64,012	13,726	53,263	85,738
1株当たり当期純利益 (円)	100.08	22.47	87.20	140.37
総 資 産 (百万円)	1,848,551	1,811,907	1,927,226	1,956,288
純 資 産 (百万円)	357,331	270,959	364,139	481,017
1株当たり純資産額 (円)	377.53	419.54	573.59	762.93

- (注) 1. 金融商品取引法の規定に基づき有価証券報告書を訂正したため、2018年度及び2019年度については訂正後の数値を記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

年 度 区 分	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ～2020年3月31日)	2020年度 (第127期) (2020年4月1日 ～2021年3月31日)	2021年度 (第128期) (2021年4月1日 ～2022年3月31日)
売 上 高 (百万円)	1,585,576	1,352,996	1,179,143	563,030
経 常 利 益 (百万円)	56,851	38,388	62,805	98,698
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	47,309	29,090	△12,636	93,337
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	72.73	47.62	△20.69	152.81
総 資 産 (百万円)	1,439,993	1,494,654	1,436,875	1,389,009
純 資 産 (百万円)	301,269	197,823	57,142	140,240
1株当たり純資産額 (円)	311.38	323.39	93.08	229.11

- (注) 1. 金融商品取引法の規定に基づき有価証券報告書を訂正したため、2018年度及び2019年度については訂正後の数値を記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、セグメント別の主要製品・サービスは、次のとおりであります。

セグメント	主要製品・サービス
スマートフォン	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿器、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、電子辞書、電卓、電話機、ネットワーク制御ユニット、太陽電池、蓄電池等
8Kエコシステム	テレビ、ブルーレイディスクレコーダー、オーディオ、デジタル複合機、インフォメーションディスプレイ、業務プロジェクター、POSシステム機器、FA機器、各種オプション・消耗品、オフィス関連ソリューション・サービス、各種ソフトウェア、マスク等
IoT	携帯電話機、パソコン、タブレット端末、ルーター等
ディスプレイデバイス	ディスプレイモジュール、車載カメラ等
エレクトロニックデバイス	カメラモジュール、センサモジュール、近接センサ、埃センサ、ウェアハファウンドリ、CMOS・CCDセンサ、半導体レーザー等

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員の数	前年度末比増減
スマートフォン	7,615名	減 341名
8Kエコシステム	19,259	減 877
IoT	4,245	増 124
ディスプレイデバイス	8,793	増 170
エレクトロニックデバイス	7,108	減 1,452
全社（共通）	921	減 161
合計	47,941	減 2,537

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
5,674名	減 745名	45.5歳	22.7年	7,369千円

(8) 主要な事業拠点 (2022年3月31日現在)

①当社

本 社	本社(堺市堺区)	
研究開発拠点	スマートライフ開発センター	柏事業所(千葉県柏市)
	8 K エコシステム開発センター	天理事業所(奈良県天理市)
	ソリューション事業推進センター	幕張事業所(千葉県美浜区)、天理事業所
	インキュベーションセンター	柏事業所、天理事業所
	通信・映像標準技術研究センター	幕張事業所
主要事業所	ス マ ー ト ラ イ フ	八尾事業所(大阪府八尾市)
	8 K エ コ シ ス テ ム	奈良事業所(奈良県大和郡山市)、堺事業所(堺市堺区)、幕張事業所、天理事業所
	I C T	広島事業所(広島県東広島市)

②重要な子会社

会 社 名	所在地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シャープマーケティングジャパン(株)	大阪府 八尾市	1,638 百 万 円	100.0 %	家電・情報製品の販売及び アフターサービス
シャープエネルギーソリューション(株)	大阪府 八尾市	422 百 万 円	100.0	太陽光発電システムの販売及び 空調・電気設備工事
D y n a b o o k (株)	東京都 江東区	8,550 百 万 円	100.0	パソコン及びシステムソリューション商 品の開発、製造、販売、サポートサービ ス及びアフターサービス
シャープディスプレイテクノロジー(株)	三重県 亀山市	100 百 万 円	100.0	ディスプレイデバイス及びディス プレイ技術応用商品の 企画、開発、設計、製造、販売
シャープセンシングテクノロジー(株)	奈良県 天理市	100 百 万 円	100.0	電子デバイス（カメラモジュー ル、センサーモジュール等）の 企画・開発・生産・販売
Sharp Electronics Corporation	アメリカ	448,271 千米ドル	100.0	家電・情報製品及びデバイスの 製造販売
Sharp Electronics (Europe) GmbH	ドイツ	51,385 千ユーロ	100.0	情報製品・デバイス及び 太陽光発電システムの販売
Sharp Electronics (Europe) Limited	イギリス	80,469 千ユーロ	100.0	情報製品の販売
Sharp Appliances (Thailand) Ltd.	タイ	948,650 千タイバーツ	100.0	家電製品の製造販売
夏普并公設備(常熟)有限公司	中国	54,400 千米ドル	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	中国	125,653 千米ドル	※100.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	中国	100,580 千米ドル	※100.0	家電製品及びデバイスの 製造販売

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	239,417 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	224,840
株式会社りそな銀行	46,417
株式会社三井住友銀行	32,714

(注)1. シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。
2. 外貨建ての借入を含んでおります。
3. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 重要な親会社の状況 (2022年3月31日現在)

鴻海精密工業股份有限公司は、第三者割当による新株式の発行により、2016年8月12日付で当社の親会社となっております。同社は当社の議決権を36.3%（うち間接出資12.6%）保有しているほか、同社の緊密な者又は同意している者が16.3%を保有しております。なお、同社が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令あるいは会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。

当社は、同社との間で仕入・販売等の取引があります。同社との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとしております。

また、当社は、当該取引等を開始する前に、会社法等関係諸法令に基づき、利益相反や利害関係の有無等を勘案した適正な手続により、取引等を行うかを決定することとしており、必要に応じて、構成員の全員を独立社外取締役が占める特別委員会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審査を行っております。

(11) その他

＜連雲港康達智精密技術有限公司の譲渡＞

2021年6月29日、当社連結子会社のカンタツ株式会社の子会社である連雲港康達智精密技術有限公司の全持分を遼寧中藍電子科技有限公司に売却することを決定し、持分譲渡契約を締結いたしました。

＜堺ディスプレイプロダクト株式会社の完全子会社化＞

2022年3月3日、堺ディスプレイプロダクト株式会社（以下、「SDP」といいます。）の株主であるWorld Praise Limitedとの間で、当社を株式交換完全親会社、SDPを株式交換完全子会社とする株式交換によりSDP株式を取得する旨の株式取得契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 611,952,858株 (自己株式1,131,071株を含む)
- (3) 株主数 182,384名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	144,900 千株	23.72 %
FOXCONN (FAR EAST) LIMITED	76,655	12.55
FOXCONN TECHNOLOGY PTE.LTD.	64,640	10.58
CTBC BANK CO.,LTD.-ES PLATFORM LP	61,236	10.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,272	7.41
SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	35,100	5.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,142	1.17
日本生命保険相互会社	4,731	0.77
明治安田生命保険相互会社	4,578	0.75
シャープ従業員持株会	3,588	0.59

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第127期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2022年3月3日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月30日付で自己株式25,800株を交付しております。この譲渡制限付株式は、交付された日から1年間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

当事業年度中に当社取締役に対し交付した譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	9,200 株	2 名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	4,600 株	1 名
監査等委員である取締役	12,000 株	3 名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

本項は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/22all_kaiji.pdf)

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（社外役員に関する事項を含む）

（2022年3月31日現在）

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
戴 正 呉	代 表 取 締 役 会長執行役員 兼 C E O
野 村 勝 明	代 表 取 締 役 社長執行役員 兼 C O O 兼 管理統轄本部長
莊 宏 仁	取 締 役 宏瀚投資股份有限公司 董事長 榮創能源科技股份有限公司 董事 新應材股份有限公司 董事
許 庭 禎	取 締 役 Suwa Investment Holdings, LLC、Partner
呂 旭 東	取 締 役 (監査等委員・常勤)
姫 岩 康 雄	取 締 役 公認会計士 姫岩公認会計士事務所 所長 (監 査 等 委 員) タカラバイオ株式会社 社外監査役 I D E C株式会社 社外取締役(監査等委員)
中 川 裕	取 締 役 (監 査 等 委 員)

- (注) 1. 取締役の許庭禎氏並びに監査等委員である取締役の呂旭東、姫岩康雄及び中川 裕の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、許庭禎及び姫岩康雄の両氏の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役の呂旭東氏は長年にわたり経理業務に携わってきており、また、姫岩康雄氏は公認会計士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役の許庭禎氏並びに監査等委員である取締役の姫岩康雄及び中川 裕の両氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
4. 当社は、取締役の莊宏仁及び許庭禎の両氏並びに各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員である取締役の呂旭東氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役の林忠正及び陳偉銘の両氏は、2021年6月29日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
7. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況は以下のとおりであります。

許庭禎氏

同氏は、2021年6月29日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、半導体やディスプレイ等のメーカーにおいて事業及び経営に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、委員就任以降の当事業年度に開催された指名委員会2回、報酬委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

呂旭東氏

同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会16回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、経理業務に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、委員就任中の当事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会2回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

姫岩康雄氏

同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会16回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、公認会計士としての業務に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会3回、報酬委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

中川 裕氏

同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会16回のすべてに出席し、必要に応じて発言を行っております。長年にわたり、AV機器及び半導体等の事業に携わるとともに、企業経営にも携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、活動を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、委員就任以降の当事業年度に開催された指名委員会2回、報酬委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

8. 「1. 企業集団の現況に関する事項 (10)重要な親会社の状況」に活動状況を記載している特別委員会の委員は、中川 裕 (委員長)、姫岩康雄及び許庭禎の3氏であります。
9. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
10. 2022年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しました。

氏 名	地位、担当
戴 正 呉	代 表 取 締 役 会長執行役員
野 村 勝 明	代 表 取 締 役 社長執行役員 兼 C O O

C E Oには、呉柏勲氏が2022年4月1日付で就任しております。同氏は2022年6月23日開催予定の第128期定時株主総会の選任決議及び取締役会の選定決議を経て、代表取締役 社長執行役員 兼 C E Oに就任予定です。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬等		
			ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	251	246	1	3	4
（うち社外取締役）	(1)	(－)	(－)	(1)	(1)
監査等委員である取締役 （すべて社外取締役）	71	66	1	3	3

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 金銭報酬は、月例の固定報酬と賞与であります。
3. 非金銭報酬等の総額は、ストックオプションとしての新株予約権及び譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。ストックオプションとしての新株予約権の内容は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。譲渡制限付株式報酬の内容は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第127期定時株主総会において事業年度当たり5億円以内（うち社外取締役分20百万円以内。ただし、賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、上記の金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額として、事業年度当たり3億円以内（うち社外取締役分12百万円以内。）、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は事業年度当たり15万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち社外取締役1名）です。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第127期定時株主総会において事業年度当たり1億円以内（賞与を含む。）、また、上記の金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額として、事業年度当たり60百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は事業年度当たり3万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会で決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう会社業績や株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、金銭報酬として基本報酬と賞与、非金銭報酬等として株式により構成する。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等も考慮のうえ決定する。

賞与は事業年度あるいは半期等の会社業績や、業務執行取締役においては管轄事業・組織の業績等、短期業績を反映した報酬として支給する。

③非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての株式報酬は、譲渡制限付株式とする。

付与株式数は、当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定する。

割当は、原則として、株主総会終了後の取締役会において決定する。

④報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における種類毎の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の役員報酬水準や従業員報酬とのバランス等も考慮しながら、報酬委員会において決定する。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬等の内容（取締役の個人別の基本報酬の額、業務執行取締役への賞与配分等）は、取締役会の決議に基づき委任された報酬委員会が決定する。非金銭報酬等の内容（取締役の個人別の付与数等）は、報酬委員会に諮問し、その答申に従って、取締役会の決議により決定する。

報酬委員会は、決議内容の透明性や客観性を確保するため、その構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めることとする。

5. 会計監査人に関する事項

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

いずれもインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/22all_kaiji.pdf)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,230,628	流 動 負 債	796,451
現 金 及 び 預 金	287,361	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	379,394
受取手形、売掛金及び契約資産	487,160	電 子 記 録 債 務	42,980
棚 卸 資 産	310,283	短 期 借 入 金	54,300
そ の 他	148,165	未 払 費 用	106,398
貸 倒 引 当 金	△ 2,342	賞 与 引 当 金	18,506
固 定 資 産	725,660	製 品 保 証 引 当 金	19,750
有 形 固 定 資 産	418,260	販 売 促 進 引 当 金	9,586
建 物 及 び 構 築 物	689,458	事 業 構 造 改 革 引 当 金	174
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,191,042	そ の 他	165,358
工 具 、 器 具 及 び 備 品	177,359	固 定 負 債	678,820
土 地	83,711	長 期 借 入 金	572,270
建 設 仮 勘 定	18,395	退 職 給 付 に 係 る 負 債	73,630
そ の 他	48,109	そ の 他	32,919
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,789,815	負 債 合 計	1,475,271
無 形 固 定 資 産	42,285	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	25,954	株 主 資 本	456,842
そ の 他	16,330	資 本 金	5,000
投 資 そ の 他 の 資 産	265,114	資 本 剰 余 金	108,623
投 資 有 価 証 券	171,392	利 益 剰 余 金	356,966
退 職 給 付 に 係 る 資 産	10,293	自 己 株 式	△ 13,747
繰 延 税 金 資 産	22,391	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9,173
そ の 他	63,595	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,169
貸 倒 引 当 金	△ 2,559	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,835
資 産 合 計	1,956,288	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 9,085
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 3,745
		新 株 予 約 権	304
		非 支 配 株 主 持 分	14,696
		純 資 産 合 計	481,017
		負 債 純 資 産 合 計	1,956,288

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高 価		2,495,588
売 上 原 価		2,063,864
売 上 総 利 益		431,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		347,006
営 業 利 益		84,716
営 業 外 収 益		50,038
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,126	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	45,911	
営 業 外 費 用		19,790
支 払 利 息	4,448	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	15,342	
経 常 利 益		114,964
特 別 利 益		12,993
固 定 資 産 売 却 益	5,124	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	631	
負 の の れ ん 発 生 益	182	
固 定 資 産 受 贈 益	1,329	
事 業 譲 渡 益	5,725	
特 別 損 失		26,409
固 定 資 産 除 売 却 損	588	
減 損 損 失	22,703	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	77	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	268	
和 解 金	2,763	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		101,549
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		17,230
法 人 税 等 調 整 額	△	1,184
当 期 純 利 益		85,503
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△	234
親会社株主に帰属する当期純利益		85,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		695,377	流動負債		636,069
現金及び預金		131,308	支払手形		1,880
受取手形		482	電子記録債		42,357
売掛金		270,705	買掛金		198,234
－ 入債権		10,801	短期借入金		92,236
製材及び貯蔵品		30,935	－ ス債		583
仕掛品		7,931	未払金		69,913
原材料及び貯蔵品		907	未払費用		61,193
前渡金		240	未払法人税等		1,600
前払費用		879	預り金		77,423
未収入金		204,422	賞与引当金		5,000
その他の金		55,651	製品保証引当金		4,780
貸倒引当金	△	18,889	関係事業損失引当金		40,123
固定資産		693,631	その他		40,743
有形固定資産		254,748	固定負債		612,699
建物		168,524	長期借入金		571,687
構築物		3,154	退職給付引当金		31,921
機械及び装置		912	－ ス債		2,863
車両運搬具		7	その他		6,227
工具、器具及び備品		1,732	負債合計		1,248,768
土地		76,948	純資産の部		
－ ス資産		1,313	株主資本		120,485
建設仮勘定		2,155	資本		5,000
無形固定資産		22,536	資本剰余金		5,928
工業所有権		1,501	資本準備金		1,250
施設利用権		23	その他の資本剰余金		4,678
ソフトウェア		21,011	利益剰余金		123,304
投資その他の資産		416,345	その他の利益剰余金		123,304
投資有価証券		100,517	固定資産圧縮積立金		2,357
関係会社株式		156,777	繰越利益剰余金		120,946
関係会社出資金		56,688	自己株式	△	13,747
関係会社長期貸付金		45,737	評価・換算差額等		19,457
長期前払費用		3,329	その他有価証券評価差額金		17,243
その他の金		53,570	繰延ヘッジ損益		2,214
貸倒引当金	△	274	新株予約権		296
資産合計		1,389,009	純資産合計		140,240
			負債純資産合計		1,389,009

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高 価		563,030
売 上 原 価		467,965
売 上 総 利 益		95,064
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		80,050
営 業 利 益		15,014
営 業 外 収 益		105,930
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,950	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	54,979	
営 業 外 費 用		22,246
支 払 利 息	4,002	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,722	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	15,522	
経 常 利 益		98,698
特 別 利 益		32,032
固 定 資 産 売 却 益	4,017	
固 定 資 産 受 贈 益	1,245	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	26,769	
特 別 損 失		33,981
固 定 資 産 除 売 却 損	232	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	65	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,930	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	594	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	388	
和 解 金	2,763	
税 引 前 当 期 純 利 益		96,748
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,391
法 人 税 等 調 整 額		2,019
当 期 純 利 益		93,337

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

シ ャ ー プ 株 式 会 社		独立監査人の監査報告書		2022年5月27日	
取 締 役 会 御 中		P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人 大 阪 事 務 所			
		指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	山	上 眞 人
		業 務 執 行 社 員			
		指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	山	本 憲 吾
		業 務 執 行 社 員			
		指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	内	蘭 仁 美
		業 務 執 行 社 員			
監査意見					
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。					
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。					
監査意見の根拠					
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。					
その他の記載内容					
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。					
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。					
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。					
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。					
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。					
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任					
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。					
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。					
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。					

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

シャープ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山 上 眞 人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 憲 吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 蘭 仁 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

シャープ株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 呂 旭 東 ㊞

監査等委員 姫 岩 康 雄 ㊞

監査等委員 中 川 裕 ㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場ご案内図

① 株主様専用バスをご利用

南海本線 堺駅 ⇄ 会場

- 南海本線堺駅の西口から、株主様専用バスをご用意しております。会場まで直行いたしますので、どうぞご利用ください。
なお、お帰りの際も、会場から南海本線堺駅まで、株主様専用バスを運行いたします。
- 車椅子でお越しの株主様は、専用バス乗り場から会場まで福祉車両での送迎が可能です。
(ご希望の株主様は、事前に当社財務部 証券財務グループ (株主総会事務局) までご連絡願います (072-282-1221 (代表))。)

運行時間及び所要時間

運行時間	午前 8 時 45 分～午前 10 時 40 分 (5 分～10 分間隔)
所要時間	約 20 分

② 公共交通機関をご利用

- 地下鉄四つ橋線 住之江公園駅 3 番出口
南海バス「住之江公園駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
- 南海本線 堺駅
南海バス「堺駅西口」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
- 南海高野線 堺東駅
南海バス「堺東駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車
- J R 阪和線 堺市駅
南海バス「阪和堺市駅前」乗り場より、匠町行きに乗車し、終点「匠町」で下車

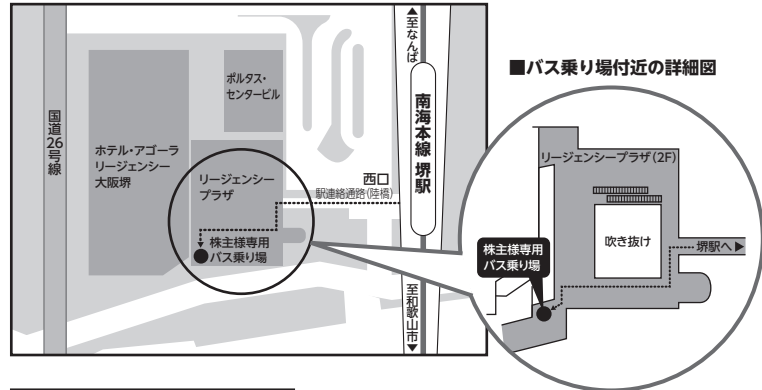
※当日、「匠町」から会場までのシャトルバスを随時運行いたします。

お願い

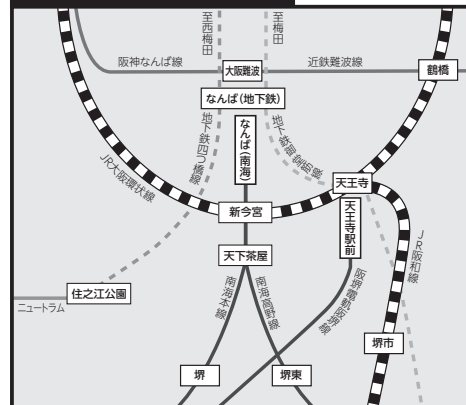
会場には駐車場をご用意しておりません。また、周辺にはコインパーキングがございませんので、お車でのご来場は固くお断りいたします。

■バス乗り場ご案内図

南海本線堺駅 西口より駅連絡通路（陸橋）でホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 2F 入口前に直結



交通アクセスのご案内



バス乗車時において、検温にご協力いただき、発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご来場をお断りさせていただきます。また、例年よりバスご乗車までにお時間がかかったり、乗車人数の制限も行うことがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。